

令和3年9月定例会

地域振興対策特別委員会会議録

令和3年9月22日

場 所 第4委員会室

令和3年9月22日（水曜日）

総務課長 佐藤彰宣

午前10時0分開会

事務局職員出席者

会議に付した案件

政策調査課主査 飛田真志野
政策調査課主査 菊地潤一

○概要説明

総務部

1. 防災・減災の取組と防災力強化のための
人材育成の取組について

○協議事項

1. 県外・県内調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（11人）

委員	長	脇谷のりこ
副委員	長	有岡浩一
委員		蓬原正三
委員		外山衛
委員		右松隆央
委員		武田浩一
委員		安田厚生
委員		山下寿
委員		太田清海
委員		河野哲也
委員		井上紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監	小田光男
危機管理局長 兼危機管理課長	日高正勝
消防保安課長	佐藤勝重

○脇谷委員長 ただいまから地域振興対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、総務部から説明いただきます。その後、委員会の県内調査等について御協議いただきたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○脇谷委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○脇谷委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総務部においていただきました。

執行部の紹介については、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていただきます。

それでは、総務部から概要説明をお願いいたします。

○小田危機管理統括監 危機管理局でございます。

本日はお手元にお配りしております資料の目次にありますとおり、防災・減災の取組と防災力強化のための人材育成の取組について御説明いたします。

詳細につきましては、危機管理局長から御説

明させていただきます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○日高危機管理局長 それでは、防災・減災の
取組と防災力強化のための人材育成の取組につ
いて御説明をいたします。

委員会資料の1ページをお願いします。

初めに、防災・減災の取組についてござい
ます。

まず（1）の大規模災害に備えた減災・応急
体制のア地震・津波の被害想定についてであり
ます。

南海トラフ巨大地震対策としましては、県全
体の被害想定を明らかにした上で、施策を推進
していく必要があることから、令和元年度に最
新のデータを用いて、これまでの減災対策の効
果も反映させた更新調査を行ったところでござ
います。

表にありますとおり、前回の平成25年度の調
査結果と比較しますと、建物の全壊被害が9,000
棟減り約8万棟、死者は2万人減って約1
万5,000人となっております。

県では、新・宮崎県地震減災計画を策定し、
津波避難施設の整備や県民の防災意識の啓発な
ど、ハード・ソフトの両面から防災・減災に向
けた取組を進めております。

当面の減災目標としましては、建物の耐震化
率や早期避難率を高めることにより、今、約1
万5,000人と想定しております人的被害を2,700
人にまで軽減できると試算しており、高齢者や
障がい者、乳幼児など、特に配慮を要する方々
への支援対策を充実させることにより、さらなる
被害軽減を図ってまいります。

次に、イの防災・減災に向けた取組について
であります。減災計画に基づいて進めておりま
す具体的な事業について御説明いたします。

まず、（ア）減災力強化推進事業についてです
が、市町村が実施する津波避難施設の整備をは
じめ、避難場所や避難経路の整備等に対して県
が支援するものでございます。

この事業は平成25年度からの継続事業でござ
いまして、これまでに下の写真にありますとおり、
市町村が行う津波避難タワーや避難所に設
置する災害用応急給水タンクの整備などに対し
て補助を行っているところでございます。

写真の下に、津波避難施設の整備計画につい
て記載しておりますが、建設が計画されてお
ります26基のうち、現在25基が完成しており、延
岡市の残り1基につきましても今年度中に完成
予定と伺っております。全て完成しますと、一
応、県内の津波避難困難地域は解消されること
となります。

2ページになります。ウの応急体制の構築に
向けた取組についてであります。

まず、（ア）の応急対策受援体制構築支援事業
であります。大規模災害発生時等に国や他の
自治体からの人的・物的支援を円滑かつ確実に
受け入れるため、市町村が策定している受援計
画等に定める業務に必要なパレットやハンドリ
フト等の資機材の購入に対して、県が支援する
ものであります。

次に、（イ）大規模災害に備えた燃料備蓄・供
給体制整備事業についてです。

この事業は、大規模災害時における給油所の
被災や燃料不足に備えて、救助活動拠点等に災
害時専用の臨時給油設備を導入するとともに、
防災救急ヘリコプター用の備蓄燃料庫を整備す
るものであります。

下の左側の写真にありますとおり、東日本大
震災時は、燃料を求めてガソリンスタンドに長
蛇の列ができ、救助活動や物資の輸送等を行う

緊急通行車両への給油に支障を来したことから、右の絵のように、移動が容易にできてタンクローリーと直結して、安全に燃料を給油できる災害時専用の臨時給油設備を導入するものがあります。

この設備の導入については、国庫補助事業を活用予定で、今年度に2台、来年度に3台の計5台を導入する予定にしております。

次に、(ウ)の大規模災害時における物資の安定供給調査事業についてでございます。

昨年度、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液を備蓄物資に追加したことなどにより、備蓄場所の確保が困難になったことや、備蓄品の配置や数量に偏りが生じているなど、課題がありましたことから、備蓄物資を効率的に避難所等に供給できるよう、備蓄場所や備蓄量、備蓄施設の整備・改修費などに関する調査を行うこととしております。

次に、(エ)災害備蓄物資の備蓄状況についてですが、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合、国から生活支援物資が供給されることとなりますが、物資が到着するのは、早くても発災後4日目以降と言われておりますことから、発災後3日間は、県内で調達することが必要となっております。

このため、県では、宮崎県備蓄基本方針に基づき、被災者の生活に最低限必要な物資として、食料や毛布、簡易・携帯トイレ、紙おむつなど10品目を計画的に備蓄をしております。

3ページを御覧ください。災害時応援協定の締結状況についてであります。

災害時の応急・復旧対策を迅速に実施するとともに、被災者が必要とする物資等を優先的に供給していただくため、民間事業者等と災害時の応援協定を締結しており、8月末現在で116件

締結しております。

代表的なものとしまして、以下のような企業や団体等と協定を締結しているところでございます。

次に、防災・減災の取組の2つ目ですが、(2)県民の防災意識の向上のための啓発・広報の取組についてであります。

はじめに、アの避難に関する基本姿勢と分かりやすい情報のための工夫について御説明いたします。

温暖化等に伴い気象状況が激化しており、毎年のように各地で豪雨災害が発生しております。しかしながら、行政職員の人員は限られており、従来の行政主導の対策には限界がございます。

こういったことから、住民は「自らの命は自らが守る」、いわゆる自助の意識を持ち、行政は、住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する社会を目指すことを基本姿勢とする必要がございます。

そこで、住民の適切な避難行動のため、行政が行う支援の1つ目が、分かりやすい避難情報の発信であります。

まず、アの警戒レベルの設定についてであります。4ページの上の図を御覧ください。

一番左に、警報レベルとあります。これは、災害発生の高まりに応じて、住民が取るべき行動を5段階に分け、市町村が発令する避難指示などの行動を住民に促す情報と、気象庁が発表する大雨警報など、行動を取る際の参考となる防災気象情報を警戒レベルに対応させることで、出された情報から取るべき行動を直感的に理解しやすいものとしているところでございます。

3ページにお戻りください。今年5月に災害対策基本法が改正され、警戒レベル4に位置づけられていた避難勧告と避難指示を避難指示に

統一することで分かりやすくするとともに、避難のタイミングを明確にしております。

また、早期避難を促すターゲットや取るべき行動を明確にするため、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始という文言を高齢者等避難へ、また、警戒レベル5の災害発生情報を緊急安全確保へ、名称の変更を行っております。

4ページをお開きください。住民の適切な行動のための行政が行う支援の2つ目として、イの早期避難を後押しする防災情報リテラシーの向上の取組についてでございます。

（ア）の防災啓発につきましては、先ほど説明いたしました警戒レベルや避難情報等の理解に加え、耐震化、早期避難、備蓄の3つの減災行動を中心に、宮崎県防災の日や防災週間等の機会を捉えて、テレビ、ラジオ、雑誌、SNS等を活用した情報発信や啓発イベントを行っております。

次に、（イ）の防災士出前講座についてでございます。

防災士の養成につきましては、後ほど御説明いたしますが、県で養成した防災士を自主防災組織や自治会、学校、企業等に講師として派遣し、講話やワークショップを通して地域防災力の向上を図っております。

住民が確実に避難するには、逃げ場所を決めておくことが必要であります。居住地や建物の構造により異なるため、住民自身がハザードマップでリスクを確認する必要があります。この防災士出前講座では、地域のハザードマップを用いたワークショップを行い、よりきめ細かい支援を行うことができます。

5ページをお開きください。

続きまして、2の防災力強化のための人材育成等についてでございます。

（1）の地域防災力向上のための人材育成についてであります。

防災意識の啓発や知識・技能の習得等に携わる地域防災リーダーの育成に取り組むとともに、防災士を活用した避難所運営訓練等を通して、自主防災組織の活動を支援し、共助の力の強化を図っております。

初めに、アの防災士の養成と活用についてでございます。

防災士養成研修につきましては、家族や地域、学校、事業所等における防災活動の中核人材を育成するため、平成18年度から養成を開始し、平成20年度からは、県がNPO法人日本防災士機構から養成研修機関として認証を受け、養成研修を実施しております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、会場の人数制限を行ったため、新たに防災士として登録された者は342名でしたが、例年は約500名が新たに登録をされております。

（イ）の防災士出前講座につきましては、先ほど説明したとおりでございます。昨年度はコロナの影響より、実施回数が少なくなっておりますが、例年は120回から170回実施し、約1万人が受講しております。

（ウ）の地域防災力向上事業につきましては、防災士が持つ防災に関する知識と防災士出前講座で培われたワークショップのノウハウを活用し、市町村が選定した地域に防災士を派遣し、地区防災計画の策定や住民主体の避難所運営訓練を市町村と連携しながら支援するものでございます。

地区防災計画については、後ほど御説明いたします。

次に、イの防災力向上に係るセミナーや計画作成支援を通じた人材育成についてございま

す。

（ア）の地域の防災セミナーにつきましては、自主防災組織や地域住民を対象に、県内を2つのブロックに分けて、専門家を招聘し、講演会を実施しております。

（イ）の地区防災計画・個別避難計画策定支援研修につきましては、市町村職員、福祉関係機関、防災士、自主防災組織の役員等を対象に、地区防災計画及び在宅の避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定支援に関する研修であります。今年度は、10月、12月、2月の3回にわたって実施する予定でございます。

ここで、地区防災計画及び個別避難計画について、御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

まず、地区防災計画ですが、平成25年の災害対策基本法において新たに創設されたもので、地域コミュニティによる共助の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画であり、策定主体は住民でございます。

計画策定の過程の中で、地域住民同士が地域の特性やリスク、避難行動要支援者の存在を知ることによって、共助が育まれることが期待されております。

次に、個別避難計画でございます。避難行動要支援者ごとに避難場所、緊急時の連絡先、避難支援者の情報、避難時に配慮しなければならない事項等を記載しておくもので、今年5月の災害対策基本法の改正により、その作成が市町村の努力義務となったところです。

市町村におきましては、限られた人員の中で、効率的かつ実効性のある計画とするためには、要支援者と平時から関わっている福祉専門職と、災害時に最も近くに存在する地域の協力が不可

欠であり、それらをつなぐスキームづくりから行わなければならないため、市町村の作業は難航しております。

そのため、個別避難計画と、災害時の避難支援者となり得る地域に関する地区防災計画の研修を同時に開催することで、2つの計画の連動を図り、市町村を支援しようというものでございます。

次に、ウの避難確保計画作成支援講習会につきましては、水防法等により義務づけられている浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び市町村における指導・助言体制を支援するため、県土整備部や福祉保健部と連携して、施設管理者及び市町村職員を対象に講習会を実施する予定でございます。

（2）の自治体職員の防災力向上のための人材育成についてでございます。

アの災害応急業務研修につきましては、市町村の防災担当職員を対象に、受援や物資対策、避難所運営の注意点など、災害応急対応に係る研修を実施しております。

7 ページをお開きください。

被災家屋の被害認定調査研修につきましては、被害認定調査は被災者の生活再建に欠かせないものでございますが、災害時にしか発生しない業務でありますため、ノウハウを持った職員が少ない状況です。そのため、県及び市町村職員を対象に研修を実施し、有事に備えるものでございます。

次に、（3）の消防団の強化・活性化のための取組についてであります。

年々、消防団員数は減っており、地域防災の中核として重要な役割を担う消防団員の数と質を向上させるための県事業について、御説明い

たします。

アのみやざき消防団活動加入・定着促進事業についてであります。

若者や女性等の多様な人材の確保と、入団した団員の定着化を促進することを目的とした事業であります。具体的には、若手や女性消防団員による意見交換会を開催し、団員確保に係る課題を把握し、消防団員募集活動に反映させるとともに、女性消防団員活性化大会の開催により、入団した団員を定着化させることを目指しております。

また、従来作成しております広報紙等につきましても、加入促進のチラシの配布対象を大学生や高校生にシフトするとともに、その内容を対象の目線に合ったものに見直すことで、募集効果を高めることを目指しているところでございます。

イのみやざき消防団活動基盤確保事業についてであります。

消防団員が火災現場等で任務を達成するためには、各種装備を的確に操作する技術と団員相互の連携が不可欠であります。

消防団員がその訓練の成果を競い合うことで、消防操法技術の錬成及び士気高揚を図り、消防活動の充実発展に寄与することを目的として、2年に一度、県消防操法大会を開催しております。

残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、2年連続で開催を延期しております。

また、毎年、県内の消防団員、消防職員及び消防関係者が一堂に会し、消防防災に功労があった方々の表彰や消防団員及び消防職員の士気高揚と防火防災思想の普及啓発を促進し、本県消防の活性化に資することを目的とした県消防大会を開催しております。

ウのみやざき消防団の日についてであります。

本県では、消防団員に対する感謝の意を表するとともに、消防団員の士気高揚と消防団への加入促進を図るため、毎年3月の第3土曜日をみやざき消防団の日と定めております。

これは、決算特別委員会における委員からの御意見を踏まえ、平成31年3月に制定したものでございます。

令和2年度には、みやざき消防団の日に合わせて、テレビの県政番組での告知やラジオ番組への出演のほか、当日、朝刊に、資料にあります広告を掲載するなど、メディアを活用した広報啓発を行っております。

さらに、昨年から供用を開始した防災庁舎1階の展示スペースに県内消防団が作成したPRパネルを展示するなど、県民へのPRに努めているところでございますので、一度御覧ください。

次に、エの機能別消防団員制度についてであります。

この制度は、通常の消防団活動に参加できない人が、能力や仕事の事情等に応じて特定の活動にだけ参加する制度で、消防団の機能を補完する役割を期待されているところでございます。

令和3年4月1日現在、13の消防団で661名の機能別団員が所属しております。災害時の初期対応や消防防災活動の支援、バイク隊による災害情報の収集等の地域防災力を補完する役割を担っております。

9ページをお開きください。

最後に、学生消防団員認証制度についてでございます。

この制度は、消防団員として地域貢献をした大学生等の学生に対し、市町村長が証明書を交付し、就職活動等で活用できるよう支援する制度で、宮崎市、都城市、延岡市、日南市及び綾

町で導入されております。

説明は以上でございます。

○脇谷委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、御質疑がございましたら、御発言をお願いします。

○河野委員 地区防災計画・個別避難計画策定支援研修は、県に関わるというお話がありました。市町村に限られた人材で計画を作成することは、市町村単独では難しいのではないかと思います。先の一般質問でも県に質問をさせていただきました。国は、県と市それぞれにモデル都市を設定して作成を進めることを示しており、延岡市がモデル都市になったと思います。その動きや県との関わりについて教えてください。

○日高危機管理局長 委員がおっしゃったように、延岡市に手を挙げていただきまして、県と共に国から指定を受けたところでございます。今年度からの取組であり、今は打合せ等を進めております。県が市をどのような形で支援ができるのかや、市がどういった支援を希望するのかなど、協議を行っているところでございます。

○河野委員 具体的なスケジュールはないということですか。

○日高危機管理局長 始めたところでございます。

○河野委員 了解しました。

○安田委員 避難タワーの設置について質問させていただきます。

門川町、都農町、川南町は、避難タワーが設置されない地域になっていると思いますが、地域住民からは、避難タワーを設置してほしいという思いをよく聞きます。この3町は、どうして避難タワーが整備されていないのか、詳しいことがわかれば教えてください。

○日高危機管理局長 具体的にその町のこと

ではないですが、この避難タワーの整備につきましては、県全体で26基が整備されるということで計画をされました。

国が言う津波避難困難地域は、沿岸部のほとんどがそうなります。その全てに避難タワーを造るというのは実際は難しいことです。既に津波避難ビルや津波避難のための高台など1,300箇所ほどが、避難場所として指定をされており、そういった指定場所に避難することが難しい地域に避難タワーを建築することが計画されております。

もちろん地元の方からすると、全ての場所に避難タワーがある方が安心感はあるかもしれませんが、予算の都合もあり、全体として避難の困難な方をなくすという計画で進められております。

○安田委員 門川町は、避難経路の整備は進んでいるところですが、沿岸地域を抱えている町としては、やはり避難タワーを一つほしいという思いをしています。

港湾部局で、海側の堤防のかさ上げや防潮堤の整備について話題になったこともあります。そういう整備も必要と思いますが、やはり避難タワーが1つ必要なのではないかという思いをしています。

県から門川町に働きかけはできないのでしょうか。

○日高危機管理局長 一旦、計画した整備が取りあえず終わるということでございます。随時計画を見直しますし、この部分が足りないといったものが出てくるのであれば、引き続き、必要に応じて町と協議をしていきたいと思っております。

○安田委員 門川町にもう一回、計画を検討していただくようによろしくをお願いします。

○山下委員 安田委員から川南町の名前が出ま

したが、川南町の通山地区は、町の人口の1割が住んでいると言われていました。

川南町も避難タワーがなく、逃げる道も1本しかありません。災害時にそこに千何人の人がみんな集まると大変なことになると思います。

県も1万5,000人の死者を2,700人に減らす計画があるなら、そういうところにも目を向けて、町を指導していただきたいと思います。

○日高危機管理局長 実際に避難できるのかを考えるとときには、住民がどこにどういう施設があるかを知っており、そこに逃げる行動を取らなければ意味がありません。市町村は、住民それぞれがどこに避難するのかや、それで大丈夫なのかを細かく考えた上で、必要な施設を整備するということになります。引き続き、町と話をしていきたいと思います。

○蓬原委員 1ページについて、令和元年度の調査で1万5,000人の人的被害が出るだろうということですが、理想は人的被害ゼロと思います。人的被害を限りなくゼロに近づけていくことが防災対策だと思います。この1万5,000人の内訳はどうなっているのでしょうか。

○日高危機管理局長 約1万5,000人のうち、津波で亡くなると推定されたのが1万2,000人、残りの3,000人が建物の倒壊等による被害によるものです。

○蓬原委員 避難タワーの話題が出ましたが、ハード整備が十分であるとすれば、ソフト面でどう逃げるのかを考えることが大切だと思います。ハード整備が十分であると言えるかどうか分かりませんが、ハード面が充実していても、避難行動を取らないことには人的被害は少なくなります。

ソフト面は機能的・機材的に、十分なのかを教えてください。

○日高危機管理局長 施設を幾ら造っても、避難につながらなければ被害は減りません。

地震や津波に対する予知の技術は徐々に進んでおりますので、予測が正確にでき、それを住民が知ることができれば、避難につながります。

また、新型コロナウイルスでも何でもそうですが、自分は大丈夫だと思う方がどうしてもいらっしゃいます。そこを地域全体や先ほどから話題に出ている防災士・自主防災組織などを中心に、災害時は逃げるという意識を徹底してもらいたいと思います。災害が起こったら、避難を呼びかけ、住民がすぐに行動に移せる状態にもっていけるように、啓発や研修を地道に続けていかなければいけないと考えております。

○蓬原委員 正常性バイアスの話だと思います。津波が発生したときに、その情報を聞きようのない状況にある人——例えば波乗りしている人や海で泳いでいる人、浜辺で泳いでいる人、潮干狩りをしている人、沿岸部を車で走っていてラジオをかけていなかった人などにどのように情報を知らせるかということも大切です。

東日本大震災のときは、ちょうど議会の休憩時間で、私も空撮された映像をテレビで見ました。かなり高い波がもう近くに来ていて、道路が津波に飲みこまれるのは間違いないのに、沿岸を車が走っていました。東日本大震災では大変な被害が起きたわけですが、本県ではそのあたりの避難情報を知らせるソフト面の対策は何か考えているのでしょうか。

○日高危機管理局長 居住地以外の訪れている先で危機状況を把握することはなかなか難しいと思います。サーフィンなどで海にいる方に対しては、各種団体が避難の印を統一するなどの取組をしております。

今はスマートフォンが情報提供の一番のツールとして期待できると思います。プッシュ型で情報を提供する技術は、徐々に研究されておりますが、ピンポイントで、これをやれば良いというところには至っておりません。情報提供のツールの整備や開発状況などをよく見ながら、県民や観光客等に、何を周知啓発すればいいのかを、我々も注意深くやっていきたいと思っております。

○蓬原委員 災害が起きるのは、スマートフォンを持っている場合ばかりではないです。例えばサイレンで耳から災害情報や津波が近いよという情報を伝えることもできます。昔は空襲警報というサイレンがありました。

ハード面の整備が限界であれば、そういうソフト面のお知らせをする対策が必要と思います。国は、南海トラフ海底地震津波観測網N-netの整備を進めていますが、その整備状況について教えてください。

○日高危機管理局長 N-netは、国がようやく整備を考えているということを知っており、本県にはまだ整備されておられません。N-netだけで地震を予知することは難しく、避難を呼びかけるツールと連動するまでには、まだ時間がかかると思います。それまでの間は、行政などが同報系の無線等を通じて、いかに迅速に情報を周知できるかということをやっていくものと考えております。

○蓬原委員 地震の予知は非常に難しいですが、少しでも予知できないかということで、空白地帯だった日向灘にN-netを整備する方針が決まりました。私の質問は、それがいつできるのかという簡単な質問です。その情報は集めていないのですか。

○日高危機管理局長 確認いたしますのでお待ち

ください。

○脇谷委員長 暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○脇谷委員長 再開いたします。

○日高危機管理局長 令和元年度から国が海洋調査を始め、海底ケーブルや観測機器、接続機器の作製を行っております。来年度に沖側のシステムが完成し、令和5年度には陸側のシステムが完成する予定のようです。

○蓬原委員 N-netの陸上局の一つは串間市にあります。危機管理というのは、将来に対する備えだと思いますので、危機管理局でもN-netの整備の進捗についてはしっかり押さえて、対策が遅れることがないようにしてもらいたいです。国に対しても、整備についてしっかり要望をしてほしいですし、関連する情報を掌握してほしいと思います。

また、今、ドローンがかなり進化しています。ドローンは、昔は15分間程度しか飛ばなかったのですが、今は1時間も飛ぶそうです。15キロ程度は無線で飛ばせるし、カメラもかなりズームアップできるようになっているそうです。

人的被害を少なくするための方法としてドローンを活用することもできるのではないのでしょうか。例えば、地震が発生した沖合からドローンを定点で飛ばし、津波がどうやって来るのかや沿岸にどういう人たちがいるのかを撮影し、災害対策の本部で映像を見ることもできそうです。ドローンは、音は拾えなくても、音は出せるそうなので、緊急避難情報をドローンから出す方法もあると思います。デジタル化の時代でするので、災害対応にそのような機器を活用するなどの検討をお願いしたいということ、申し

上げておきます。

○武田委員 防災は、地域に住む人たちにとって切実な話題です。

3ページの県民の防災意識の向上のための啓発・広報の取組の中に、「自らの命は自ら守る（自助）の意識を持ち」とあります。これは本当にそうだと思うのですが、6ページの地区防災計画や個別避難計画に関わる課題も感じています。

先日、地域住民から、避難路や避難場所を整備していただいて、本当にありがとうございますという話に続いて相談を受けました。3地区の方がその避難場所へ避難するようになっていそうですが、地域の高齢化が進んでいるそうです。3地区のうちの1地区は、年金生活者の高齢者ばかりでお金がないので、自治会費にお金が回せないそうです。自治会の予算のうち、何を削ろうかという話をする中で、地域に20個ある街灯を削る話が出たそうです。本末転倒な話で、相談をされた方には、串間市役所に相談してくださいという話をしました。

県と市町村が連携しながら防災対策を進めていて、せっかく避難路を造っても、夜中に災害があつて、逃げるときに街灯がついていないというのは本末転倒な話だと思います。

自治会として自助・共助していきましようというのが、本来の姿ということは私も十分理解していますが、これだけ高齢化が進んでくると、地域によっては自助・共助できない地域が出てきています。そうすると、そのような地域の方は個別避難や地区防災の計画の対象に入ってきます。先ほど、市町村の人員等の問題で計画を作成することが難しい状況だと話が出ていましたが、そうだとすると、計画を作ることに一生懸命になり、地域の実情に沿わない上辺だけの計画になってしまうかと心配です。高齢化

が進むと、状況の変化もあり、計画を1年ごとに見直していかないといけないと思いますが、県と市町村の意見調整や連携はどうなっていますか。僕や皆さんが思っている以上に地域に密に入っていないと、計画作成は難しいと思うのですが、その辺の見解を教えてください。

○日高危機管理局長 委員がおっしゃったように、個別避難計画はそれぞれの事情を勘案した上で作らないといけないと思います。その地区にいるどの人が避難させる側として活動できるのかという問題もあります。一律にこうやいなさいということではできないものではないと思っています。

個別避難計画等の作成は、市町村の努力義務となつていますが、県としても、今後、市町村と一緒に、防災士の方などの地域の人たちを巻き込んだ形で向かわないといけないと思います。

実効力のある計画にするためには時間がかかるとは思いますし、全ての計画をつくるとなると、市町村はマンパワー的にも厳しいと思います。今年度、県で研修等の開催を予定しておりますので、そこでの市町村との意見交換を通じて、問題点や県として支援できることがあるのかなどについて把握できたらと考えております。

○武田委員 計画を早急に作り、できるだけ現場に落とし込んでください。地域には、高齢者や障がい者の方などいろいろな方がいらっしゃいます。その方々の命ができるだけ助かるように、しっかりと県と市町村との連携をお願いしたいと思います。

また、7ページからの消防団について質問です。消防団員数が減っていく、高齢化で平均年齢も上がっていくことに、皆さんも危機感を持つ

ていると思いますし、市町村も危機感を持っていると思います。

加入促進や定着事業、PR事業などを一生懸命されているのは理解できるのですが、本当に効果が上がっているのかなと感じます。テレビCM放映や啓発活動で消防団の日に広告を打つことで効果があればいいですが、若い人たちが消防団にもっと加入するためには、視点や考え方を改めて、何をしたら良いのかなと思います。

僕も幽霊団員です。実際は、人はいるのですが団員構成も変わりました。昔の団員は、商売人や農家の方々が多かったですが、今はサラリーマンが多くなり、昼間はみんな仕事に出ています。

9ページには、市町村長が証明書を発行して、就職活動に有利になるとありますが、実際は、雇う側は、消防団活動で社員がいなくなってしまうと困るという側面もあります。もちろん、しっかりとした経営をされていて、消防団員をいっぱい雇うことが、社会貢献になると理解をされている会社もあると思います。地方の小さな規模の会社は、消防団員がいて、昼間に従業員がいなくなったら、仕事は回りません。ちょっとした火災や山林火災があると、それが現実になります。

実際に消防団に若手が入ってくれて、定着してくれて、市町村長が証明書を交付することによって、この会社は10人しかいない会社だけれど、半分は消防団員で、地域に貢献してもらっているということについて地域で理解してもらえるよう、行政から地域住民に伝えていく取組もないと、会社や地域で理解を深めてもらえないのではないかと考えていますが、どうでしょうか。

○佐藤消防保安課長 委員の御指摘のとおり、

全国的に消防団員の確保が問題になっており、幽霊団員や仕事との兼ね合いの課題が問題になっております。本県でも、団員数は若干、減少傾向にあるので、問題が何かということ把握できないと、次の対策を打てないところです。

今年度から令和5年度までの事業で、みやざき消防団加入定着促進事業をしております。団員が減っている理由の一つは平均年齢が上がっており、若手が入ってこないということです。国も多様な人材の活用として、若手や女性、一旦退職された消防職団員等を対象に考えるよう示しております。

委員が先ほど言われたような実際の問題点について、私たちや各市町村が把握しているかという課題があったため、みやざき消防団加入定着促進事業では、若手や女性の消防団員、今から募集したい対象に近い人たちを集めた意見交換会を開催し、どうすれば消防団員が集まるのかや、何が加入の障害になっているのかを聞き取り、その内容を市町村や消防団にフィードバックして、加入促進に生かしてもらおうという取組をしております。

○武田委員 報酬の問題などもあると思いますが、幽霊団員は除いて、本当にしっかり取り組んでいる人だけで話をするなどして、原因をしっかりと把握することもできると思います。

例えば、防災意識の高い人が集まり、セミプロ集団みたいな、格好良いユニフォームを作るなども加入に興味を持ってもらうための一案です。何が良い方法かは分かりません。若い人の中にも防災意識が高い人もいっぱいいると思いますので、団員数が減少している課題をしっかりと把握し、ピンポイントで対応をしていただきますようお願いいたします。

○佐藤消防保安課長 みやざき消防団加入定着

促進事業で若手や女性の意見を収集した上で、きちんと分析し、結果を各市町村に配り、生かしたいと思います。

○蓬原委員 自治体は、消防団員定数を条例で定めていると思いますが、この充足率はどういう状況かを教えてください。

○佐藤消防保安課長 充足率については、100%を超えている自治体が2か所ありますが、100%を満たさないところもあります。

低いところでは、70%台というところもあり、地域の特性や年ごとに若干変動もあります。

傾向としては、町や村が、やや高い傾向にあり、自主防災意識が高い地域が、充足率も高いという現状になっております。

○蓬原委員 自治体名までは聞きませんが、低い自治体は、まちの形態としてどういうところですか。

○佐藤消防保安課長 常備消防ができたことによって、我々の役目は減ったということで、消防団の方が抜けて70%台になったところがあります。

場合によっては、今後、定数の見直しを検討されると思っております。

○右松委員 安田委員と山下委員の質問に関連した質問です。津波避難タワーを建設してほしいという要望が地元から上がっているということでしたが、県としてもそのような要望があることを把握されていますか。

○日高危機管理局長 具体的なことは、私どもは把握しておりません。

○右松委員 基本的なことだと思います。1ページの最後に、「すべて完成すれば、県内の津波避難困難地域は解消される」とありますが、かなりインパクトの大きい言葉です。解消ということは、もうありませんということです。そこ

まで言い切って、本当に大丈夫でしょうか。住民には心配する声があるわけです。

津波避難困難地域の定義をもう一度教えてください。

○日高危機管理局長 津波が起きたときに、津波避難タワーや津波避難ビル、高台などの避難場所として指定されたところに逃げるのが困難な地域について、困難地域と指定されています。

○右松委員 そういうことではありません。それは誰でも分かります。例えば、津波が発生して何分以内に逃げるのが可能なのかや直線距離なのか、道路距離なのかなどの定義を聞いています。

○日高危機管理局長 お待ちいただいてよろしいでしょうか。

○脇谷委員長 暫時休憩します。

午前11時4分休憩

午前11時6分再開

○脇谷委員長 再開します。

○日高危機管理局長 指定につきましては、各市町村が津波の到達時間と、避難をするまでに必要な歩数などを計算してそれぞれで決めており、県が一律に基準を決めて指定をしているものではありません。

○右松委員 当然、県は各市町村の沿岸地域の津波避難困難地域について把握されているわけですね。

○日高危機管理局長 その数字はあると思います。市町村ごとに違うということがございます。

○右松委員 東日本大震災が起きてから10年間以上、ずっとこの話をしています。津波避難タワーについて、我々も高知県へ視察に行きましたが、高知県や静岡県はタワー数の桁が違いま

した。財政的な問題もありますから、一概に、良い、悪いということではありません。

2018年8月の時点で、高知県は110基あり、それから3年たっているので増えている可能性もあります。静岡県は129基でした。同じ、南海トラフ地震に対する備えをしていて、本県との歴然とした差を感じておりました。県の考え方もあるでしょうから、しばらくその話題は出していない感でしたが。

健常者だけでなく、要援護者もいるわけですから、想定した津波到達時間で本当に住民が逃げることが可能なのか、地元の声をしっかりと受け止めていただきたいと思います。

ソフト面も大事ですが、実際に津波が起きたときに、逃げ切れるかどうかは県民の命を守るという一番大事な部分ですので、地元の声をしっかりと聞いて把握してもらいたいです。県としても財政支援をするわけですから、避難タワーが必要なかどうかをしっかりと考えてもらいたいと思っています。

○小田危機管理統括監 東日本大震災から10年がたちました。津波避難タワーの計画は、ある程度、前の時点の計画です。10年たてば、地域のありようも変わってくると思います。住民の方も年齢が上がってきますし、いろいろな施設が設置されているところもあると思います。

地域の対応が変わることを前提に、どうしたらいいかについて、今後、住民や地域の意見については、私は把握して回りたいと思っています。

○右松委員 ありがとうございます。資料の「津波避難困難地域は解消される」という言葉は非常に強いインパクトがあるので、被害はゼロと受け止められかねないです。

特に下線が引かれていますので、強い言葉の

印象です。これは、慎重に使うべきだと感じていますので、また、いろいろ検討してもらいたいと思います。

○太田委員 6ページにある地区防災計画や個別避難計画が作成されたら、最高だと思います。

これまでの話を聞いていたら、こういう動きが出てきているのは、県内では延岡市だけということですね。ほかの地域でも具体的な動きが出ていますか。

○日高危機管理局長 一部でも作成している自治体は11市町村あり、全く動いていないわけはありません。我々としてはそのようなところを支援しながら、全域で個別避難計画ができるようにしたいと考えております。

○太田委員 昔は法的な問題から、障がい者の人がどこにいるのかの情報を、行政から地区の区長や民生委員に教えることはできませんでした。

その辺のきまりは今、少しくリアされていると思いますが、地区の区長とデイサービスの職員の人たち、事業所、民生委員も地域住民についていろいろな情報を持っていると思いますが、その情報の管理が、難しいと思います。亡くなる人たちもどんどん出てくるわけで、その名簿の管理が難しいです。ですので、個別避難計画を作成するに当たって、そのようないろいろな機関の方と連携して情報をまとめ、管理していくことは、とても難しいことと思います。だから、計画の作成は市町村の努力義務になっているのだと思いますので、モデル地域で計画ができたなら、協議の過程や課題も含めて県内の自治体に知らしめられると良いと思います。

○日高危機管理局長 計画を作ったとしても、先ほど武田委員がおっしゃったように、更新しないといけないですし、助けに行ける人がずっ

とそこにいるかも分かりません。そういう点も踏まえて、常に計画を見直さないといけないということもあり、非常にハードルの高い計画です。全地域で計画を作成しようと思うと難しいと思いますが、作成する過程でどこにどういう人がいるかなどを知ることにもなりますので、計画を作成し続けることによって、地域の防災力の向上も見込まれると思います。

今年、延岡市と問題点を共有しますので、少しでも他の市町村の計画作成が進むようにもっていきたいと考えております。

○太田委員 私は機能別消防団員制度について知らなかったのですが、災害時に機能別にさつと対応できる人たちが661名もいて、献身的に活動されているのだと感心しました。

この中の水上バイク隊というのは、どのような活動が期待されているのでしょうか。この方たちが脚光を浴びるような取組をしないといけないと思いました。

○佐藤消防保安課長 防災バイク隊は、現在、5市町で計31台が活動しております。特殊な取組では、日向市では私有車14台が活動されています。

この防災バイク隊は、基本的にはオフロードバイクという、大きく細いタイヤで山道を走るバイクを使っております。このバイクの機動性や走破性を生かし、4輪車では入れない場所で情報収集をしてあちこちに伝えたり、えびの市では物を届けたりする場合にも活用するということです。

水上バイク隊は、宮崎市だけが持っており、全国でも早い平成19年頃に創られたと聞いております。10台の私有の水上バイクが、海や川でも水深があるところで出動するそうです。また、浸水被害の際の救助活動や行方不明者の搜索活

動が期待されていると聞いております。

○太田委員 分かりました。そういう貢献をされている人たちがいることを、ぜひPRしてもらいたいと思います。

○脇谷委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○脇谷委員長 ないようですのでこれで終わりたいと思います。

執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○脇谷委員長 委員会を再開いたします。

それでは、協議事項（1）の「県外調査・県内調査について」であります。

まず、10月に予定していた県外調査の実施の可否については、正副一任いただいたところで。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が全国的に続いていることから、中止することといたしましたので、御了承ください。

代わりに、延期となっていた県内調査の2回目を実施することで準備を進めています。

資料1の日程表を御覧ください。視察先の都合を考慮し、当初の行程を一部変更しております。

当日は10時県庁出発です。服装は夏季軽装です。

日向市の道の駅とうごうで昼食を食べた後、午後から椎葉村を訪問し、土砂災害現場と交流拠点施設かてりえを視察します。宿泊は、椎葉村内です。

2日目は、午前中に諸塚村を訪問し、地方創生や地域防災の人材育成の取組について意見交換を行い、昼食を諸塚村内で食べた後、午後は

令和3年9月22日（水曜日）

西都市のコワーキングスペースを訪問し、県立学校の就職支援エリアコーディネーターの方と県立高校生の就職の状況などについて意見交換を行う予定です。

なお、椎葉村については、県内の新型コロナウイルスの感染状況に応じて、村外者の施設利用制限をしているようです。

今後の県内の感染状況によっては、行程の変更もありますが、その場合は、改めてお知らせいたします。

次に、協議事項（2）の「次回委員会について」です。

11月は、11月2日に開催を予定しております。

資料2を御覧ください。

これまでの委員会の調査内容を表にまとめています。

調査できる日程は、原則、11月と12月の残り2回になります。

追加で調査をすべき部分や執行部への説明資料要求について、何か御意見や御要望はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○脇谷委員長 暫時休憩します。

午前11時8分休憩

午前11時10分再開

○脇谷委員長 委員会を再開します。

それでは、詳細な内容は、正副委員長に御一任いただき、先方との調整が済み次第、改めてお知らせをさせていただきます。

最後に、協議事項（3）の「その他」で、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○脇谷委員長 次回の委員会は11月2日火曜日、午前10時からを予定しております。

以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時11分閉会

署 名

地域振興対策特別委員会委員長 脇谷 のりこ

